

令和8年度 南中山地区自治振興会総会



★3/1 春カフェ お菓子まき



★7/6 セタまつり 流しそうめん



★10/30 赤米奉納

みんなで支え合う いきいき南中山の地域づくり

日時 令和8年4月17日(金)

午後7時30分～

会場 南中山公民館 スポーツルーム

南中山地区自治振興会

わたしたちの誓い

— 越前市民憲章 —

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれた越前市民です。

この郷土を愛し、心と力をあわせ、なおいっそうの発展をめざすため、次のことを誓います。

一、わたしたちは、日野の峰のように、高い理想を
いただき、豊かな未来をきずきます。

一、わたしたちは、日野の流れのように、うるおいと
安らぎのある環境をつくれます。

一、わたしたちは、桜の木のように、力強くすこやかに
成長します。

一、わたしたちは、菊の花のように、やさしさと
思いやりをもって助けあいます。

一、わたしたちは、国府の文化と匠たくみの技を生かし、
学びの輪をひろげ、世界にはばたきます。

令和8年度南中山地区自治振興会総会次第

1 開 会

2 令和7年度南中山地区自治振興会会長挨拶

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 総会成立宣言

6 議 事

第1号議案

令和7年度事業報告並びに収支決算の承認について（監査報告）

第2号議案

南中山地区自治振興会会則の一部改正（案）について

第3号議案

令和8年度南中山地区自治振興会会費（案）について

第4号議案

令和8年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

第5号議案

令和8年度南中山地区自治振興会 役員の承認について

7 議長退任

8 新会長挨拶

9 閉 会

第 1 号議案

令和 7 年度事業報告並びに収支決算の承認について
(監査報告)

第1号議案 令和7年度 事業報告

令和7年4月1日～令和8年3月31日

部門	令和7年度事業	参加人数	事業実績
全体	総会 4月18日(金)	44名 (委任状 7名)	地区代議員参加にて、事業及び予算の承認。役員決定。
	全体会 5月16日(金)	106名	令和7年度事業内容の説明。全体会後各部会に分かれて、部会の運営方針、活動方針や事業内容などを確認。
健康スポーツ部会	スポーツ振興事業	延 55名	8/6(水)：シニアクラブ輪投げ大会 9/30(火)：越前市シニアクラブ参加 10/16(木)：シニアクラブ囲碁ボール大会 12/7(日)：ニュースポーツ大会
	食育支援事業	延 90名	11/ 9(日) ランチ塾(南中山食生活改善推進員による活動を支援) 1/24(土)・25(日) 味噌造りを通じて食育の大切さを学んだ。
	健康づくり事業	延 60名	11/ 9(日) 南三里山ハイキング 11/23(日祝) 秋カフェでの虫歯のない三歳児表彰 11/23(日祝) 秋カフェ「健康チェック」 R8, 3/1(日) 春カフェでふるまい鍋及び健康チラシ配布
福祉推進部会	ふれあいサロン事業	延約2,000名	各地区にていろんな活動イベントを企画・実施し、高齢者のいこいの場、交流の場を提供した。
	福祉リーダー研修事業	延 75名	市政出前講座：発達障がいのある子どもを理解して関わるために ※支え合い推進協議体と共催 市政出前講座：こどもまんなか社会に向けて ※支え合い推進協議体と共催
	見守り活動	10名	各地区での見守り活動の普及と推進をはかった。
	福祉推進活動事業	16名	福祉推進員の日常活動を支援。
青少年育成部会	体験型育成事業	延 109名	5/20(火) ほお葉飯作り体験 7/31(木) 藍染め体験教室
	ふれあい型育成事業	延 291名	7/ 6(日) セタまつり
	青少年活動支援事業	延 368名	7/ 6(日) セタまつり「交通安全LED反射バンド」配布 R8, 1/11(日) 二十歳のつどい 3/12(木) 6年生卒業を祝う会
安全防災部会	交通安全事業	97名	12/22(月) 認定こども園南中山を訪問し、交通安全及び不審者対応の紙芝居を行い、交通安全や防火を呼びかける。サンタや「リュビー」くんも登場した
	防犯事業	延約1400名	昼間は青パト、夜間はパトカー先導にて1年を通して地区内パトロールを実施し、防犯に努めている。 8/2(土) 南中山納涼祭で防犯啓発のウェットティッシュを配布
	防災事業	11名 40名 17名	6/1(日) 防災備品点検を実施した。 7/11(金) 地域防災力の向上を目的に、「地域防災は自分たちの力で!」という講座名で越前市市政出前講座を実施。 9/11(木) 開催の災害学習で、防災クイズを出題するとともに段ボールベッドの組立などの補助を行った。

部門	令和7年度事業	参加人数	事業実績
伝統文化部会	伝統文化推進事業	赤米奉納 48名	① 赤米おくり事業 赤米種まき・育苗 5/13(火) 田植え 水管理・雑草対策 10/9(木) 稲刈り・乾燥調製 俵作り 10/30(木) 赤米奉納 ② 児童画コンクールを開催 認定こども園、南中山小学校、一般を対象に南中山地区伝統の「おしっ様」の絵画コンクールを実施した。
地域事業部会	防犯灯電気料補助事業	9町内	9町内に補助。
	防犯灯設置事業		今年度はリース切替の年でありませんでした。
	狭隘道路除雪事業	契約期間 12月1日～ 翌3月15日	・狭隘道路除雪事業(A路線・B路線)：自治振興会が狭隘道路と認定している道路の除雪。 ・除雪回数分の交付金を支出した。
	集落交流支援事業	延約1,400名	集落公民館を中心とした支援。(10町内)
	生活環境施設整備事業	6町内	地域の快適な生活を目指す為に、各町内の施設整備・修繕。 (野岡・マインドタウン・赤坂・新堂・中津山・中山)
	今立地区協働振興事業		10/5(日) げんきフェスタ協力
	自然環境保全・美化推進事業	8町内	河川クリーンキャンペーン8町内補助。
ワックワック公民館部会	団体・グループ元気塾	延約1,800名	放課後子ども教室(囲碁78回、茶道8回、将棋1回、プログラミング12回、絵本の読み聞かせ22回、他20回) 成人学級11回・親子教室11回・高齢者学級5回と年間を通して事業を行った。
	社会教育講座事業	21名	11/27(木) 寿大学館外研修「そうだ! 石川県へ館外研修に行こう」 行き先: トレインパーク白山 他
	合宿通学	36名	9/11(木) 防災体験: 防災体験(防災クイズ、防災食試食、歯磨きシート体験、防災ベッド組立体験)を通して、防災意識の向上やスキルの習得・自主性・協調性を育むことができた。
	集落活動支援事業	延 137名	年間 9回各町内のサロンに出向き、「南中山健康たいそう」の普及に協力 出前講座を利用して介護予防講座を行った。
	自治振興会の運営		自治振興会運営に関する会議の開催及び各部会間の調整業務を行った。
	文化活動支援	約350名	3/1(日) 春カフェ お菓子まきを2回 「南中山 健康たいそう」 自主講座発表「チアダンス、太極拳、ウクレレクラブ、大正琴」 大正琴の発表と一緒に名曲を歌う マジックショー 飲食、木工体験、お茶席、写真、染物、紙芝居の絵、手芸作品、筆文字アートなどの作品展示

部門	令和7年度事業	参加人数	事業実績
企画 広報 部 会	広報事業		公民館との協働により「広報こふじ」を毎月発行し、地域や自治振興会、小学校、児童館などの活動を知らせた。 各部会の活動を常時パネル展示し、広報した。
	地域力UP企画事業	延約1000名	○他部会との協働を基本として実施。 7/6（日）七夕こどもまつり 11/ 23（日・祝）秋カフェ ○公民館及び越前市のイベントへの協力。 10/5（日）越前元気フェスタへの協力 3/1（日）春カフェ全般への協力・出店。
	自治力UP支援事業		1年を通して特別事業「スポーツの力で、地域を元気に！」によるオリンピック関連事業「健康たいそう」を行った。
	南中山地区納涼祭	約1,100名	8/2（土）ステージ催し・バザー・花火大会 各種団体及び各部会の協力により、子どもからお年寄りまで安全に、安心して楽しめる納涼祭にすることができた。
事 務 局	自治振興会の運営		自治振興会運営に関する会議の開催及び各部会間の調整業務を行った。
	今立地区連合会		10/5（日）げんきフェスタ協力
	越前市自治連合		会長・事務局長が会議に出席し、各地区との連携・情報交換を図った。

決 算 書

2025年度
南中山地区自治振興会一般会計
2025年 4月 1日～2026年 3月31日

(単位：円)

科 目	予算額	補正後額	決算額	予算差異	摘 要
一般収入	6,511,463	11,034,636	11,034,636	0	
前年度繰越金	1,188,463	1,188,463	1,188,463	0	
自治振興会会費	858,000	858,000	858,000	0	南中山地区11町内
地域自治振興事業交付金	4,365,000	8,868,000	8,868,000	0	狹隘道路除雪交付金額補正
その他の一般収入	100,000	120,173	120,173	0	コピー使用料、預金利息
特定収入	2,904,200	3,378,000	3,380,239	-2,239	
行政収入金	252,000	658,000	658,216	-216	
青少年活動推進事業	60,000	60,000	60,000	0	青少年健全育成助成金
河川クリーンキャンペーン事業	192,000	256,000	256,000	0	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金
鳥獣害対策実践事業補助金	0	262,000	262,216	-216	
合宿通学事業	0	80,000	80,000	0	
防犯インフラ整備事業	0	0	0	0	
団体収入金	1,600,000	1,519,000	1,519,903	-903	
生活環境施設整備事業	400,000	422,000	422,903	-903	6町内地区負担分
南中山地区納涼祭	1,200,000	1,097,000	1,097,000	0	各町内、企業、団体
利用参加者収入金	300,000	443,000	443,800	-800	
その他の特定収入	752,200	758,000	758,320	-320	
伝統文化推進事業	400,000	408,000	408,100	-100	赤米、赤米ボン菓子等売上
ふれあいサロン事業	302,200	302,000	302,220	-220	地域福祉活動協力金
その他の事業	50,000	48,000	48,000	0	福祉推進員活動助成金
【収入合計】	9,415,663	14,412,636	14,414,875	-2,239	
健康スポーツ部	380,000	339,000	338,771	229	
スポーツ振興事業	120,000	105,000	104,117	883	ニュースポーツ大会・市シニアクラブ大会
食育支援事業	150,000	177,000	177,439	-439	味噌づくり
健康づくり事業	100,000	52,000	52,215	-215	南三里山ハイキング、秋・春カフェ
健康スポーツ部事務	10,000	5,000	5,000	0	
福祉推進部	691,000	666,000	658,000	8,000	
ふれあいサロン事業	600,000	600,000	600,000	0	集落ふれあいサロン
リーダー研修事業	10,000	0	0	0	
見守り活動事業	15,000	0	0	0	
福祉推進員活動事業	51,000	51,000	48,000	3,000	福祉推進員活動の活動支援
福祉推進部事務	15,000	15,000	10,000	5,000	
青少年育成部	220,000	200,000	174,981	25,019	
体験型育成事業	60,000	60,000	58,287	1,713	ほう葉飯作り、藍染め体験
ふれあい型育成事業	50,000	30,000	22,494	7,506	七夕まつり、秋・春カフェ
青少年活動支援事業	100,000	100,000	86,200	13,800	七夕まつり、二十歳のつどい、6年生卒業礼 金
青少年育成部事務	10,000	10,000	8,000	2,000	
安全防災部	260,000	217,000	212,235	4,765	
交通安全事業	50,000	77,000	76,755	245	認定こども園訪問
防犯事業	100,000	115,000	111,978	3,022	夜間・早朝パトロール・防犯啓発
防災事業	100,000	15,000	13,502	1,498	防災備品の点検、防災講座の実施
部会事務事業	10,000	10,000	10,000	0	
伝統文化部	720,000	801,000	787,390	13,610	
伝統推進事業	400,000	400,000	393,508	6,492	赤米奉納
赤米学習連携事業	270,000	370,000	363,560	6,440	赤米作り
伝統文化推進事業	40,000	21,000	20,322	678	児童画コンクール
伝統文化部事務	10,000	10,000	10,000	0	
地域事業部	1,679,000	6,330,000	6,368,010	-38,010	
防犯灯電気料補助事業	86,000	86,000	86,000	0	9町内に補助
防犯灯設置事業	30,000	0	0	0	
狹隘道路除雪事業	223,000	4,820,000	4,820,004	-4	A・B路線の除雪
集落交流支援事業	200,000	200,000	195,200	4,800	各町内交流イベントに補助金
生活環境施設整備事業	800,000	800,000	845,806	-45,806	6町内に補助金
今立地区協働振興事業	10,000	0	0	0	
自然環境保全・美化推進事業	320,000	414,000	414,000	0	8町内(クリーンキャンペーン)補助金
地域事業部事務	10,000	10,000	7,000	3,000	

決 算 書

2025年度

南中山地区自治振興会一般会計

2025年 4月 1日～2026年 3月31日

(単位：円)

科 目	予算額	補正後額	決算額	予算差異	摘 要
ワクワク公民館部	740,000	700,000	693,622	6,378	
社会教育支援事業	500,000	430,000	423,173	6,827	寿大学館外研修
青年活動支援事業	50,000	50,000	46,563	3,437	
集落活動支援事業	30,000	10,000	5,000	5,000	出前講座「健康たいそう」
文化活動支援事業	100,000	100,000	105,880	-5,880	自主講座活動
部会事務事業	10,000	10,000	10,000	0	
合宿通学事業	50,000	100,000	103,006	-3,006	
企画広報部	1,980,000	1,870,000	1,832,704	37,296	
広報事業	190,000	170,000	161,480	8,520	「広報こふじ」発行
地域力UP企画事業	230,000	200,000	194,749	5,251	七夕まつり、秋・春カフェ、元気フェス
自治力UP支援事業	150,000	90,000	85,200	4,800	「健康たいそう」
南中山地区納涼祭	1,400,000	1,400,000	1,381,375	18,625	三世代ふれあい交流事業
部会事務事業	10,000	10,000	9,900	100	
事務局	1,730,000	1,860,000	1,839,153	20,847	
自治振興会の運営	1,450,000	1,600,000	1,582,468	17,532	防犯カメラの管理費含む
事務職員手当	450,000	400,000	385,000	15,000	
事務費	1,000,000	1,200,000	1,197,468	2,532	
事業等の改善検討	10,000	0	0	0	
今立地区連合	50,000	50,000	49,805	195	地区間連携事業
越前市自治連合	220,000	210,000	206,880	3,120	自治連合会会費、他
予備費	1,015,663	1,429,636	0	1,429,636	
【支出合計】	9,415,663	14,412,636	12,904,866	1,507,770	
当期収支差額	0	0	1,510,009		

収入決算総額 14,414,875 - 支出決算総額 12,904,866 = 収支差額 1,510,009円
 次年度繰越額 1,510,009円

自己財源率算出基礎 R7		
① 自治振興会会費収入		858,000
② 事業負担金・事業収入 事業会費	赤米売上、生活環境整備、ふれあいサロン 参加者収入、納涼祭	2,674,023
③ 市県国以外の補助金・助成金	福祉推進員活動費	48,000
④ その他の収入	コピー代	120,173
⑤ 自己財源 (①～④の合計金額)		3,700,196
⑥ 前年度繰越金		1,188,463
⑦ 収入決算総額		14,414,875
⑧ 収入決算総額から除外する額	狹隘道路除雪、電気料補助	4,906,004
⑨ 交付の特例による交付金積立額		0
⑩ ⑦ - ⑧ + ⑨		9,508,871
自己財源率 ⑤ ÷ (⑩ - ⑥)	3,700,196 ÷ (9,508,871 - 1,188,463)	44.47 %

第 2 号議案

南中山地区自治振興会会則の一部改正（案）について

第2号議案

南中山地区自治振興会会則の一部改正（案）

第18条 第4項の一部名称の変更

提案理由

越前市及び越前市自治連合会から委嘱された福祉推進委員（3か年）と南中山地区自治振興会の福祉推進部部員（各町内推薦）の方が活動されています。福祉推進委員の活動内容は、地域における「見守り活動」が主な活動になっており、自治振興会の福祉推進部員の方の活動と重要な部分は重なっています。委員の方、部員の方双方でも混同されることが多く、ここで部会名を福祉推進部から社会福祉部に変更することを提案します。

第18条

第4項 専門部会は次の8部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。

改正前

改正後

(1) 健康スポーツ部会 健康増進及びスポーツ振興に関する事業	(1) 健康スポーツ部会 健康増進及びスポーツ振興に関する事業
(2) 福祉推進部会 社会福祉の充実と推進に関する事業	(2) 社会福祉部会 社会福祉の充実と推進に関する事業
(3) 青少年育成部会 青少年の健全育成に関する事業	(3) 青少年育成部会 青少年の健全育成に関する事業
(4) 安全防災部会 地区住民の安全及び防災に関する事業	(4) 安全防災部会 地区住民の安全及び防災に関する事業
(5) 伝統文化部会 伝統文化及び教養の推進に関する事業	(5) 伝統文化部会 伝統文化及び教養の推進に関する事業
(6) 地域事業部会 各町内の生活環境の美化、保全及び課題解決のために行う地域事業	(6) 地域事業部会 各町内の生活環境の美化、保全及び課題解決のために行う地域事業
(7) ワクワク公民館部会 社会教育講座に関する事業	(7) ワクワク公民館部会 社会教育講座に関する事業
(8) 企画広報部会 広報事業、研修事業その他各部会に属さない事業	(8) 企画広報部会 広報事業、研修事業その他各部会に属さない事業

第 3 号議案

令和 8 年度南中山地区自治振興会会費(案)について

第3号議案

令和8年度南中山地区自治振興会 会費（案）について

令和8年度南中山地区自治振興会の会費は次のとおりとする。

町内会費

町内ごとの戸数は、令和8年3月31日現在の各町内での実態世帯数とする。

(単位：円)

町 内 名	戸 数	戸数割(@1,000)	均 等 割	合 計
野 岡 町	153	153,000	3,000	156,000
マインドタウン	35	35,000	3,000	38,000
山 室 町	88	88,000	3,000	91,000
下 戸 板	4	4,000	0	4,000
東 庄 境 町	102	102,000	3,000	105,000
西 庄 境 町	79	79,000	3,000	82,000
赤 坂 町	90	90,000	3,000	93,000
新 堂 町	58	58,000	3,000	61,000
国 中 町	57	57,000	3,000	60,000
中 津 山 町	115	115,000	3,000	118,000
仲 山 町	40	40,000	3,000	43,000
合 計	821	821,000	30,000	851,000

注：町内戸数が10戸以下の町内においては、均等割を免除し戸数割のみとする。
(平成21年度総会決議)

第 4 号議案

令和 8 年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

R7~9 南中山地区 地域自治振興計画体系表

南中山地区のキャッチフレーズ				
【みんなで支え合ういきいき南中山の地域づくり】				
地区の将来像	取組みの方針	実現するための事業	内容	専門部会
元気で活気あふれる地域	「スポーツ」と「食」を通して健康づくり推進を図る	(1) スポーツ振興事業	賭大会支援	健康スポーツ部会
		(2) 食育支援事業	食育事業全般	健康スポーツ部会
		(3) 健康づくり事業	健体づくり支援	健康スポーツ部会
安心とやすらぎのある地域	心豊かな子育て・長寿福祉社会を目指す	(1) ふれあいサロン事業	集落ふれあいサロン	福祉推進部会
		(2) リーダー養成事業	福祉研修	福祉推進部会
		(3) 見守り活動事業	町内福祉連絡会の充実	福祉推進部会
		(4) 福祉推進員活動事業	福祉推進員活動支援	福祉推進部会
健やかな心を育む地域	青少年の健全育成と心のふれあいを図る	(1) 体験型育成事業	木育体験教室、ほう菜飯作り	青少年育成部会
		(2) ふれあい型育成事業	公民館カフェ	青少年育成部会
		(3) 青少年活動支援事業	二十歳のつどい、卒業を祝う会	青少年育成部会
安全・安心に住める地域	思いやりのある安心・安全な町をつくる	(1) 交通安全事業	児童等への交通安全啓発活動	安全防災部会
		(2) 防犯事業	地区パトロール、見守り活動	安全防災部会
		(3) 防災事業	防災訓練、自主防災組織の育成	安全防災部会
郷土の伝統と文化を誇る地域	郷土の伝統文化を生かし継承する町づくり	(1) 伝統推進事業	赤米栽培指導部隊	伝統文化部会
		(2) 赤米学習連携事業	薬師寺奉納	伝統文化部会
		(3) 伝統文化推進事業	児童画コンクール	伝統文化部会
地区課題に取り組み夢ある地域	美しい環境を保全し、地区内施設の整備と地区民のコミュニケーションを図る	(1) 防犯灯電気料補助事業	電気料金の還付	地域事業部会
		(2) 防犯灯設置事業	防犯灯設置補助	地域事業部会
		(3) 狹隘道路除雪事業	A・B路線の除雪	地域事業部会
		(4) 集落交流支援事業	区民交流支援	地域事業部会
		(5) 生活環境施設整備事業	施設整備支援	地域事業部会
		(6) 今立地区協働振興事業	市サマーフェスティバル	地域事業部会
		(7) 自然環境保全・美化推進事業	クリーンキャンペーン	地域事業部会
集落自治を重視し元気な地域	「つどい・まなぶ・むすぶ」ことを促し、人づくり、地域づくりを図る	(1) 社会教育支援事業	放課後子ども教室、専大生、親子教室、成人学級など公民館活動	ワクワク公民館部会
		(2) 青年活動支援事業	二十歳のつどい、青年学級	ワクワク公民館部会
		(3) 集落活動支援事業	出かける公民館など	ワクワク公民館部会
		(4) 文化活動支援事業	自主講座活動、文化祭	ワクワク公民館部会
		(5) 合宿通学事業	合宿通学	ワクワク公民館部会
地区の活力の向上を目指す	広報紙の発行とイベントを開催し自治振興会並びに地区の活性化を図る	(1) 広報事業	「こふじ」発行	企画広報部会
		(2) 地域力UP企画事業	活性化事業	企画広報部会
		(3) 自治力UP支援事業	地域研修	企画広報部会
		(4) 南中山地区納涼祭	三世代ふれあい交流事業	企画広報部会
持続可能な地域コミュニティの再生	組織体制の強化と運営負担の軽減	(1) 自治振興会の運営	防犯カメラの管理など	事務局
		(2) 事業等の改善検討	反省会の開催	事務局
		(3) 今立地区連合	地区間連携事業	事務局
		(4) 越前市自治連合会	理事会等	事務局

令和8年度予算（案）

2026年度

南中山地区自治振興会一般会計

2026年4月1日～2027年3月31日

（単位：円）

収入の部	R7予算額 (A)	R8予算額 (B)	増減額 (B-A)	摘 要
一般収入	11,034,636	6,772,009	-4,262,627	
前年度繰越金	1,188,463	1,510,009	321,546	
自治振興会会費	858,000	851,000	-7,000	11町内分
地域自治振興事業交付金	8,868,000	4,291,000	-4,577,000	狹隘道路除雪、協働事業
その他の一般収入	120,173	120,000	-173	コピー使用料、預金利息等
特定収入	3,378,000	3,212,000	-166,000	
行政収入金	658,000	560,000	-98,000	
青少年活動推進事業	60,000	60,000	0	青少年健全育成助成金
河川クリーンキャンペーン事業	256,000	200,000	-56,000	河川環境づくり推進事業補助金
鳥獣害対策実践事業補助金	262,000	0	-262,000	
合宿通学事業	80,000	100,000	20,000	
防犯インフラ整備事業	0	200,000	200,000	防犯カメラ設置助成金
団体収入金	1,519,000	1,500,000	-19,000	
生活環境施設整備事業	422,000	400,000	-22,000	
南中山地区納涼祭	1,097,000	1,100,000	3,000	各町内、一般企業
利用参加者収入金	443,000	400,000	-43,000	カフェ、赤米関連等イベント参加費
その他の特定収入	758,000	752,000	-6,000	
伝統文化推進事業	408,000	400,000	-8,000	赤米売上等
ふれあいサロン事業	302,000	302,000	0	地域福祉活動協力金
その他の事業	48,000	50,000	2,000	福祉推進活動費
【収入合計】	14,412,636	9,984,009	-4,428,627	
支出の部	R7予算額 (A)	R8予算額 (B)	増減額 (B-A)	摘 要
健康スポーツ部	339,000	370,000	31,000	
スポーツ振興事業	105,000	120,000	15,000	踏大会支援
食育支援事業	177,000	160,000	-17,000	食育事業全般
健康づくり事業	52,000	80,000	28,000	ハイキング、健康まつり
健康スポーツ部事務	5,000	10,000	5,000	
福祉推進部	666,000	696,000	30,000	
ふれあいサロン事業	600,000	600,000	0	集落ふれあいサロン
リーダー研修事業	0	15,000	15,000	福祉研修
見守り活動事業	0	15,000	15,000	
福祉推進員活動事業	51,000	51,000	0	福祉推進員の活動支援
福祉推進部事務	15,000	15,000	0	
青少年育成部	200,000	220,000	20,000	
体験型育成事業	60,000	60,000	0	ほお葉飯作り体験、木育体験
ふれあい型育成事業	30,000	50,000	20,000	公民館カフェ、他
青少年活動支援事業	100,000	100,000	0	二十歳のつどい、6年生卒業を祝う会
青少年育成部事務	10,000	10,000	0	
安全防災部	217,000	667,000	450,000	
交通安全事業	77,000	80,000	3,000	交通安全啓発活動
防犯事業	115,000	475,000	360,000	防犯パトロール活動、防犯カメラ設置
防災事業	15,000	102,000	87,000	防災講座、防災士活動支援
部会事務事業	10,000	10,000	0	
伝統文化部	801,000	890,000	89,000	
伝統推進事業	400,000	450,000	50,000	赤米づくり事業
赤米学習連携事業	370,000	400,000	30,000	薬師寺奉納事業
伝統文化推進事業	21,000	30,000	9,000	児童画コンクール
伝統文化部事務	10,000	10,000	0	

支出の部	R7予算額 (A)	R8予算額 (B)	増減額 (B-A)	摘要
地域事業部	6,330,000	1,740,000	-4,590,000	
防犯灯電気料補助事業	86,000	40,000	-46,000	9町内電気料金の還付
防犯灯設置事業	0	30,000	30,000	防犯灯設置補助
狭隘道路除雪事業	4,820,000	250,000	-4,570,000	A・B路線の除雪事業
集落交流支援事業	200,000	200,000	0	町内交流支援
生活環境施設整備事業	800,000	800,000	0	施設整備支援
今立地区協働振興事業	0	10,000	10,000	
自然環境保全・美化推進事業	414,000	400,000	-14,000	クリーンキャンペーン、逢坂山公園
地域事業部事務	10,000	10,000	0	
ワクワク公民館部	700,000	740,000	40,000	
社会教育支援事業	430,000	450,000	20,000	放課後子ども教室、寿大学、親子教室
青年活動支援事業	50,000	50,000	0	二十歳のつどい、青年学級
集落活動支援事業	10,000	30,000	20,000	出かける公民館「健康たいそう」
文化活動支援事業	100,000	100,000	0	自主講座活動、文化祭
合宿通学事業	100,000	100,000	0	合宿通学
公民館部会事務	10,000	10,000	0	
企画広報部	1,870,000	2,080,000	210,000	
広報事業	170,000	190,000	20,000	「広報こふじ」発行
地域力UP企画事業	200,000	230,000	30,000	活性化事業
自治力UP支援事業	90,000	150,000	60,000	地域研修
南中山地区納涼祭	1,400,000	1,500,000	100,000	三世代ふれあい交流事業
部会事務事業	10,000	10,000	0	
事務局	1,860,000	1,980,000	120,000	
自治振興会の運営	1,600,000	1,700,000	100,000	防犯カメラの管理費等含む
事務職員手当	400,000	500,000	100,000	
事務費	1,200,000	1,200,000	0	リース代、コピー関連、事務用品、備品他
事業等の改善検討	0	10,000	10,000	反省会の開催
今立地区連合	50,000	50,000	0	地区間連携事業
越前市自治連合	210,000	220,000	10,000	自治連合会会費、他
予備費	1,429,636	601,009	-828,627	
【支出合計】	14,412,636	9,984,009	-4,428,627	

第 5 号議案

令和 8 年度南中山地区自治振興会役員の承認について

南中山地区自治振興会会則

(目的)

第1条 本会は、南中山地区（以下「地区」という。）住民が自ら地区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、南中山地区自治振興会（以下「自治振興会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 自治振興会の事務所を南中山公民館内に置く。

(区域)

第4条 自治振興会の区域は、越前市南中山小学校区内とする。

(会員)

第5条 自治振興会の会員は、第4条に規定する区域に住所を有する住民及び自治振興会の目的に賛同する地区内の事業所とする。

(会費)

第6条 自治振興会の会費は、総会において別に定める。

- 2 町内会費は、町内ごとに毎年度7月31日までに納入するものとする。
- 3 事業所会費は、事業所ごとに、随時納入するものとする。

(事業)

第7条 自治振興会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地区の未来づくりの地域自治振興計画の策定及び見直し事業
- (2) スポーツ振興事業及び健康増進事業
- (3) 地域の福祉推進事業
- (4) 青少年育成事業及び子育て支援事業
- (5) 生活環境改善事業及び美化活動事業
- (6) 安全防災事業及び防火事業
- (7) 伝統文化の継承事業
- (8) 自治振興活動に関する広報事業
- (9) 社会教育講座事業
- (10) 特産品開発事業及びその他地区の課題解決のための事業

(組織)

第8条 組織は、南中山地区自治振興会組織表（別表1）のとおりとする

- 2 自治振興会は、年齢、男女及び社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが自由に参加できるものとする。
- 3 自治振興会は、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

(役員)

第9条 自治振興会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	25名以内
顧問	若干名
参与	若干名
監事	2名
事務局長	1名
事務局次長	1名
会計	1名

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計及び監事は、地区住民の中から理事会において選出し、総会で承認得るものとする。
- (2) 会長は、副会長の会長代理順位を定め、理事会の承認を得るものとする。
- (3) 理事は、次のとおりとする。
 - 区長会理事 各町の区長をあてる。
 - 専務理事 事務局長、事務局次長をあてる。
 - 会計理事 会計をあてる
 - 専門部会理事 各専門部会の部会長をあてる
- (4) 顧問は、役員経験者の中から会長が指名する。
- (5) 参与は、地区公民館長及び、地区住民の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自治振興会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を掌理する。
- (4) 顧問は、必要に応じ意見を述べることができる。
- (5) 参与は、理事会において意見を述べるができる。

また、参与（南中山公民館長）は、社会教育講座事業の指導監督をするものとする。

- (6) 監事は、自治振興会の会計、資産状況を監査し、総会に報告する。また、随時事業評価を行い、理事会において意見を述べるものとする。
- (7) 事務局長は、会の事務を掌理する。
- (8) 事務局次長は、事務局長を補佐する。

(9) 会計は、会の会計業務に従事する。

(10) 専門部会長は、部会の業務に従事する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局員)

第13条 事務局員は、地区住民の中から会長が委嘱する。ただし、任期は1年とし、再任を妨げない。

(代議員)

第14条 地区内の各町及び事業所に代議員を置く。

2 各町の代議員の数は、町内代議員選出基準(別表2)の数とし、事業所を代表する代議員数は、5名以内とする。

3 代議員は、各町内において選出する。なお、事業所代議員は、事業所会員から選出する。

4 代議員は、届出制とし、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第15条 自治振興会の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

(総会)

第16条 総会は、代議員をもって構成する最高議決機関であって、この会則に定める事項のほか、この会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

2 定期総会は、会長の招集により毎年1回開催する。

3 会長は、やむを得ない事由により定時総会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

4 会長は、前項の規定による書面議決を行うときは、あらかじめ書面議決の方法等について、第16条に規定する理事会において審議し、承認を得なければならない。

5 臨時総会は、会長が必要と認めたときのほか、代議員または理事の3分の1以上の開催請求があったとき、会長の招集により開催する。

6 総会は、代議員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状による代理出席を認める。

7 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

8 総会は、次の事項を審議する。

(1) 振興計画の策定及び見直し

(2) 会則の改正

(3) 事業計画及び予算

(4) 事業報告及び決算

(5) 総会に提案された事項

9 総会には、次の役員を置く。

議長 1名 書記 2名 議事録署名人 2名

10 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。

11 書記及び議事録署名人は、議長が指名する。ただし、議事録署名人は、出席代議員の中から選出する。

12 議長は、議事進行を行う。

13 書記は、総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の振興等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人の署名押印を得なければならない。なお、議事録は、事務局長が保管する。

(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長、理事及び参与をもって構成する。

2 理事会は会長が招集し、次の事項を審議し、各専門部とともに事業を遂行する。

(1) 自治振興会運営の基本事項

(2) 振興計画の策定及び見直し

(3) 総会に付議する事項

(4) 緊急を要する重要事項

(5) その他必要事項

3 理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立する。議事は、出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 理事会の議長は、会長が行い、その議事録の作成は、事務局が行い、議長及び作成者が署名押印し、事務局が保管する。

5 会長は、やむを得ない事由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

6 前項に規定する書面による審議において、理事会の構成員の過半数の同意があったときは、審議事項が承認されたものとみなす。

(専門部会)

第18条 専門部会は、住民及び地区内の各種団体からの委員をもって構成する。部会長は会長が委嘱し、副部会長及び事務担当は部会長が指名又は部会員の互選により選出する。ただし、4項8号のワクワク公民館部会は、南中山公民館長、各町内公民館長、地域支援主事、及び部会員をもって構成する。

2 部会事務担当は、部会の事務・会計業務に従事する。

3 専門部会は、部会長が招集し、事業の企画、調整、運営遂行する。

4 専門部会は、次の8部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。

(1) 健康スポーツ部会 健康増進及びスポーツ振興に関する事業

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (2) 福祉推進部会 | 社会福祉の充実と推進に関する事業 |
| (3) 青少年育成部会 | 青少年の健全育成に関する事業 |
| (4) 安全防災部会 | 地区住民の安全及び防災に関する事業 |
| (5) 伝統文化部会 | 伝統文化及び教養の推進に関する事業 |
| (6) 地域事業部会 | 各町内の生活環境の美化、保全及び課題解決のために行う地域事業 |
| (7) ワクワク公民館部会 | 社会教育講座に関する事業 |
| (8) 企画広報部会 | 広報事業、研修事業その他各部会に属さないに関する事業 |

(会計)

第19条 自治振興会の経費は、会費、交付金、助成金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってあてるものとする。

- 2 自治振興会の経費は、総会で決議された予算の範囲内において、用途の変更及び流用をすることができる。ただし、この場合は、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 自治振興会の毎会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開広報)

第21条 本会の会議等は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算について地区住民に広く周知するものとする。

- 2 会員は、いつでも自治振興会の会計帳簿及び議事録又は会議記録を閲覧することができる。

3 前項の、規定による閲覧に際しては、個人の権利及び利益が侵害されることがないよう個人情報の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(区長業務)

第22条 各町内区長は、次の事項を掌管し業務を行うものとする。

- (1) 行政協力業務に関する事項
- (2) 防犯灯の管理に関する事項
- (3) 狭隘道路の除排雪に関する事項
- (4) 公共施設等の整備・充実に関する事項
- (5) 各町内において区長が行う事項
- (6) その他必要事項

- 2 区長は、行政協力協定の締結に関する事項を会長に一任する。

(その他)

第23条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。

(附則)

- 1 平成18年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず施行の日から平成19年3月31日までとする。
- 2 この会則は、自治振興会設立前のときは、自治振興会準備委員会において承認を得た後、暫定的に思考し、設立総会后、平成18年5月20日より施行する。
- 3 自治振興会設立前の役員及び理事は、自治振興会準備委員会の役員及び理事をあてる。
- 4 平成19年4月19日、会則条文中及び別表1の下記の単語の全てを改定する。
専門部→専門部会 部→部会 部事務担当→部会事務担当
部長→部会長 副部長→副部会長 各専門部→各専門部会
専門部長→専門部会長 専門部理事→専門部会理事
- 5 平成20年4月25日、会則（専門部会）第17条1、文中の専門部会長の選出方法を改定する。
- 6 平成22年4月28日、会則（役員）第9条、（役員の選出）第10条、（4）顧問、（役員の任務）第11条、（4）、（専門部会）第17条、4、部会数の増設と事業内容を改定する。
- 7 平成24年4月27日、会則（事業）第7条（9）、（役員の任務）第11条（5）地区公民館長、（専門部会）第17条1及び4（8）、ワクワク公民館部会の増設と役員の任務を改定する。
- 8 平成25年5月8日、会則（役員）第9条、副会長の定数3名から2名に改定、同条、事務局次長の追記、（役員の選出）第10条（6）、（役員の任務）第11条（8）を追記する。（役員の任期）第12条中、2年から1年に変更する。（専門部会）第17条4（9）総務部会→企画広報部会に変更し、事業内容も一部改定する。
- 9 平成28年4月27日、会則（その他）第21条を第22条に繰下げ（区長業務）第21条を追記する。
- 10 平成29年4月27日、会則条文中、字句の修正で全て、本会を自治振興会に変更、（事業）第7条中、（4）青少年育成（5）生活環境改善（6）安全防災の次に事業及びを追記し、（7）伝統文化や特産品開発事業を伝統文化継承事業に、（8）地域自治振興活動を広く知らせるための広報事業を自治振興活動に関する広報事業に、（10）その他地域の課題解決のための事業を特産品開発事業及びその他区域の課題解決のための事業改め、（役員）第9条中に、専門部会事務担当を追記、（役員の任務）第11条中、（5）会務に参加するとともに削除、（総会）第15条第2項中、1回以上を1回に改め、（専門部会）第17条第1項中に、各町内公民館長を追記、公民館運営協議会委員を削除、同条第4項（5）安全防災部会に地区住民を、（9）企画部会にその他各部会に属さないを追加する。
- 11 平成31年度（令和元年度）4月26日、第17条4 専門部会は9部会から8部会に変更し、（4）生活環境部会を削除し、地域事業部会に生活環境美化、保全及び課

題解決のために行う地域事業として事業を継承するように変更する。

- 12 令和2年4月28日、第20条（情報等の公開広報）に3項目を追加する。
- 13 令和3年4月28日、第13条（各町内における総会代議員数を決める算出基準の改正、別表2の備考欄を削除） 第15条（総会における書面票決を可能にする会則改定、3、4を追記） 第16条（（理事会における書面票決を可能にする会則改定、5、6追記）南中山地区自治振興会組織図 専務理事に事務局次長を追記）。
- 14 令和6年4月19日、会則（役員）第9条 事務局員 若干名、専門部会事務担当部会毎に若干名の2項目を削除する。

（役員の選出）第10条（1）会長、副会長の後に事務局長、事務局次長、会計を追記する。

（6）事務局長、事務局次長、会計及びまでを削除し、事務局員は、地区住民の中から会長が委嘱する。の項目を削除する。

（役員の任務）第11条（11）専門部会事務担当は部会の事務・会計業務に従事する。の項目を削除する。

（事務局員）第13条事務局員は、地区住民の中から会長が委嘱する。ただし、任期は1年とし、再任を妨げない。を追記し、（代議員）第14条よりとする。

（専門部会）第17条は第18条になり、部会長は会長が委嘱し、副部会長の後に及び事務担当を追記する。

第2項 部会事務担当は、事務局員をあてる。を部会事務担当は部会の事務・会計業務に従事する。に改定する。 以上。

別表2

町内代議員選出基準表

各集落の構成人口数	選出代議員数
100人以下	1名
101人～200人	2名
201人～300人	3名
301人～400人	4名
401人～500人	5名
501人以上	6名